

ひょうご震災記念21世紀研究機構

平成25年度 外部評価報告書

平成26年12月

ひょうご震災記念21世紀研究機構外部評価委員会

目 次

1 序文	1
2 研究調査に関する評価結果	2
[参考資料]	
評価の方法	6
外部評価の実施経過	6
外部評価委員会 委員名簿	7
業績評価実施要綱	8
外部評価委員会設置要綱	10

1 序 文

今年度の外部評価委員会では、昨年度に機構が行った3つの研究調査にかかる報告書にしぼった評価を行った。

当外部評価委員会は、これまで8ヶ年度にわたってシンポジウムやフォーラムなどの各般の事業や内部管理業務など、各組織の担当事務についても評価を実施し、機構運営を総覧する形での外部評価を行ってきたところであるが、昨年度の外部評価委員会での議論を踏まえて次のとおり運用を変更することにした。

- ① シンクタンクの要である研究調査については毎年度実施する。
- ② 研究調査を除くその他の事業については、その内容等が大きく変更されるものでない限りは、複数年度分の実績をまとめて実施する。

したがって、今年度は各委員がその専門性や社会的識見をもとに研究調査報告書を読み込み、また外部評価委員会においても充分に時間をとって議論を行うことができた。各委員から会議に出された評価調書は例年にも増して密度の濃い内容であり、会議においても活発な議論が展開されたところである。

2 研究調査に関する評価結果

いずれの研究調査も少子高齢化が進む中、災害多発時代を迎える我が国が当面する喫緊の課題を扱った、きわめて重要なものであると認識している。

具体性に欠けるものもないではないが、県のシンクタンクとして、何らかの形で政策提言にまで踏み込んでいる点についてはその努力を多としたい。

ただし、今回評価に附する3つの研究調査はいずれも研究会方式により、多面的、総合的な観点からの分析と政策提言をねらったと思われるが、種々雑多な論と報告の寄せ集めといった印象を与えるところもあり、論理構成上、一貫した論文としてのまとまりに欠ける部分も散見された。また、テープ起こし文体の体裁を整えるとか、一般の人が読みやすい内容にするなど、もう一工夫することも必要と思われる。

それぞれの研究調査の評価結果は以下のとおりであり、すべてA=評価できる、という内容となった。しかし、委員によつては、厳しい評価を下した者もいたことは申し述べておきたい。その詳細は次ページ以降に記するが、真摯に受け止め改善を図られたい。

本評価結果については、各研究員はもちろん研究調査本部長以下、組織全体で情報共有し、今後の研究調査にあたつて、研究員、研究会メンバー、研究指導者に対し、しっかりと伝え、遺漏のないよう努められたい。

<評価結果一覧>

番号	研究員氏名	研究テーマ	総合評価	(参考) 自己点検 評価
①	安藤 仁朗	ローカル・ガバナンスが創る共生社会の考察	A	A
②	富永 泰代	国際防災協力体制構築の検討～アジアを中心に	A	A
③	金 政芸	過疎と都市への集中の両極化が進む中での コミュニティづくり	A	A

判定基準

S : 大変評価できる A : 評価できる B : あまり評価できない F : 評価できない

[外部評価委員の主な評価内容]

番号	研究テーマ	主な評価内容	総合評価	A
①	安藤仁朗 ローカル・ガバナンスが創る共生社会の考察	<p><評価する点></p> <p>①まず第一に、実に頻繁に研究会（19回）とヒアリング（6回）を行われた努力に敬意を表したい。第二に何よりも高齢社会のもとでどのような社会的排除が発生しているかを体系的に整理し、それに対応できるガバナンス、とくに、ローカル・ガバナンスの在り方を問い合わせ、新しいガバナンスによる望まれるコミュニティ創生を提案していることはユニークな提案として評価したい。</p> <p>②山本七平氏なども指摘してきたように、共生的発想を観念としては当然視してきたわが国で、言葉の真の意味での共生社会の確立が必要になったとき、それを可能にするガバナンス、とくに、ローカル・ガバナンスのあり方を見出すことは極めて有意義である。この研究に従事された皆さんには、是非ともこの難問に応えて頂きたいものである。</p> <p>③「社会的包摶（従来、英語の inclusion を「包摶」と訳しているものが多いが、それよりも「包容」の方がより適切ではないかという意見もある）」を軸に新しいガバナンスを提示するという問題意識がはっきりしている。精力的に研究会を開催し、現場の状況を踏まえたうえで、政策提言に踏み込んだ点を評価したい。</p> <p><改善すべき点></p> <p>①様々な視点や研究成果を取り入れようとしたせいであろうか、総花的な印象をぬぐえない。提言部分に焦点を合わせ、掘り下げて考察し、より具体的な方向や方策を示すことを考えてもよかつたのではないだろうか。例えば「寄付環境の改善」（88頁）について、具体策が、例示にせよ「税制優遇措置の広報での周知」だけとは、いかにもさみしい。</p> <p>②労作であることは言を俟たないが、章構成に関して、理論や実践の論考、講演要旨が混在し荒っぽい議論も散見されて、まとまり感が欠けるのが惜しまれる。また提言もやや対症療法的で具体性を欠くところがあり、排除される側にもう少し寄り添った視点からの論及があれば、より説得力を持ったのではないかと思われる。</p> <p>③研究を開始するにあたっての問題意識が明確であり、それに沿った研究結果、政策提言が的確になされている。しかし、提言の具体化には課題が残る。コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置は従来業務にプラスして、新たな専門性やコミュニケーションも必要となるので、人員確保が出来ても狙い通りの活動が出来るかは未知数である。</p> <p>④兵庫県以外の先行事例の調査については、より突っ込んだ内容であれば、より納得性が増したように思う。</p>		

番号	研究テーマ	主な評価内容	総合評価	A
(2)	富永泰代 国際防災協力体制構築の検討～アジアを中心としたもの～	<p>①周知のように、アジアは世界全体の自然災害のうち圧倒的な比重を占める地域である。しかも最近は、気象条件の変化もあって、世界全体で従来とは比較にならない風水害が勃発するだけでなく、地震だけについてもいよいよ大規模化し、こうした災害からの復興支援に国際的な協力が不可欠なものになりつつある。こういう時に、国際防災協力という目的達成に有効な具体的方策を提案しようという本研究報告は極めて有意義である。</p> <p>②本報告書は、グローバル化が進行するなかで喫緊の課題となってきた国際防災協力体制の構築に関して、受援、支援、防災教育の主に3つの視点から考察し、被災国日本が国際社会で果たすべき役割について論じたものである。それぞれの論考はよく先行研究を涉獵し、具体的な事例に基づく立論も明確であり、この分野を論じる上で避けて通れない民軍協力の問題にもしっかりと踏み込んでいて、さすがに兵庫県の研究機関が上梓する報告書にふさわしい高度な内容になっている。</p> <p>③阪神・淡路大震災で多くの支援を受けた兵庫県ならではの問題意識で、自治体の影響の及ぶ範囲に限定せずに、国際防災の視点や、自衛隊の問題等に、真正面から向き合ったことを評価したい。</p> <p>④改善すべき点</p> <p>①災害救援や復興支援の国際的必要性が痛感されるようになった今日、本報告の「おわりに」でとりあげられている「目玉」のいくつかについては、更に突っこんだ研究と提言が必要になるであろう。すなわち、国内だけでなく、国際的な民軍協力体制のあり方、グローバル化した企業のB C P問題のあり方、O D Aにかわる国際救援体制のあり方などは、その最たるものであろう。幸い、本研究は、そのうち、商業出版を期しておられるようである。その際には、こうした問題についてより具体的にとりあげて頂きたいものである。</p> <p>②もう少し、問題を絞り、その分析と解決策に集中的に取り組むという方法もあったのではないか。そうすれば、提言もより具体的になったのではないかと推察する。提言について、もう一つ指摘するとすれば、施策の財源的な裏付けに関する記述がない。この点に踏み込んでいれば、提言にはより説得力が生まれよう。</p> <p>③マニュアルですぐ対応できるようなものではないので、今後も継続的に知見を積み上げ、関係者の中で共有が図れるような仕組みの構築が必要であろう。また、この成果を分かりやすく多くの人に伝えていくことも重要であろう。</p>	総合評価	A

番号	研究テーマ	主な評価内容	総合評価	A
(3)	金政芸 過疎と都市への集中の両極化が進む中でのコミュニティづくり	<p><評価する点></p> <p>①地方創生が国家的課題となっている今日、(1) 地域の特性に基づく地域の取り組みのいかんによって (2) 目標とする住み良い地域の実現度が異なることを前提とし、この (1) と (2) をつなぐものとしてのソーシャル・キャピタルの重要性に着目し、それによるコミュニティづくりを模索した研究になっており、きわめてユニークな内容になっている。地方創生の担当大臣が設けられ、中央政府の力で過疎と集中との両極化が阻止できると安易に発想することへの警告といつてもよいかもしれない。</p> <p>②コミュニティの活性化＝ソーシャル・キャピタルの醸成という理論仮説とともに、実証分析を重ね、政策課題を分析して提言へとつなげた手堅い研究である。研究課題の成果としては十分に評価できると判断する。一方、過疎地域と都市部とでコミュニティの意味合いも変わってくるのではないか、だとすれば、両者を同じ指標で捉えることは、どれほど現場の実情に合致するかといった点まで遡れば、当然ながら、本研究が事態のすべてを検討できているとは限らないということも否めない。今後に続く諸研究に有意義なデータを提供している点を評価したいと考える。</p> <p>③政策提言は、先行研究の成果や地域でのアンケート結果の綿密な分析に加えて、各地でのさまざまな取組みについての聞き取り調査結果をもとに引き出されているために、きわめて説得力がある。また、政策提言だけに留まらず、この報告書は地域づくりを考える際の多くの参考事項を提供しているように思われる。</p> <p><改善すべき点></p> <p>①計量分析を行った点を評価したいが、半面で結果は、普段我々が感じていることを裏付けたに過ぎないとは言い過ぎであろうか。先進・先行事例をより深く分析することにもっとエネルギーを割くという方法もあったのではないか。</p> <p>②アンケート調査に計量分析を用いる手法は着眼点として面白く、地域とソーシャルキャピタルを巡る関係をうまく浮かび上がらせているが、さらに精度を期すためには、アンケートの取り方やその内容の再検討が必要となろう。政策提言に関していえば、それぞれの提言は実践的で首肯できるものの、やや陳腐であることを免れず、先行研究を凌駕するものになっていない。今後の努力を期待する。</p> <p>③「過疎と都市への両極化」を意識するのであれば、両者を結び付ける新たな視点、政策提言を期待したが、その部分を深めるものにはなっていない。今後は、過疎地と都市を政策的に結びつけた兵庫県以外の事例の調査等、新たなコミュニティが生まれる可能性を視野に入れた調査研究を期待したい。</p>		

【参考資料】

評価の方法

業績評価については、機構による自己点検評価を実施し、その結果を踏まえ、外部評価委員会による評価を実施した。

評価の種類及び評価方法は、次のとおりである。

評価の対象	自己・外部の別	評価方法
研究調査(3件)	自己点検評価	<ul style="list-style-type: none">研究担当者は記述により行う研究調査本部長は所見を付した上で、4段階評価を行う
	外部評価	<ul style="list-style-type: none">大学等での研究者の外部評価委員は報告書の査読により、他の委員はサマリーにより所見を付した上で、4段階評価を行う

[4段階評価の評価基準]

S : 大変評価できる A : 評価できる B : あまり評価できない F : 評価できない

外部評価の実施経過

- (1) 外部評価委員による書面評価 平成26年9月～10月
- (2) 外部評価委員会の開催 平成26年10月31日(金)

内容：各委員の評価状況の報告

委員会評価の協議

外部評価委員会 委員名簿

(委員 : 50音順)

	氏名	所属等
委員長	新野 幸次郎	公益財団法人神戸都市問題研究所理事長
委員	渥美 公秀	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	木村 陽子	公益財団法人日本都市センター参与
	小池 洋次	関西学院大学総合政策学部教授
	高坂 誠	公立大学法人兵庫県立大学理事兼副学長
	佐藤 友美子	追手門学院大学地域文化創造機構特別教授
	瀧川 博司	神戸商工会議所名誉議員
	泊 次郎	東京大学情報学環総合防災情報研究センター客員研究員

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 業績評価実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「機構」という。)が定款第3条に定める目的を効果的かつ効率的に達成し、県民等に対する社会的責任を果たすため、同第4条に掲げる調査研究その他の事業(以下「調査研究等」という。)について実施する業績評価(以下「評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

(評価の区分・実施主体)

第2条 評価は、自己点検評価及び外部評価とする。

- 2 自己点検評価は、機構各組織で実施し、評価結果を理事会に報告の上、外部評価に付すこととする。
- 3 自己点検評価のうち調査研究の評価に関しては、研究調査本部長が実施する。
- 4 外部評価は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から選任された委員を構成員とする外部評価委員会が、自己点検評価の結果をもとに実施する。
- 5 外部評価委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(評価の対象)

第3条 評価は、機構が策定する中期目標及び中期計画に沿って実施される調査研究等の実績を対象に行う。

ただし、外部評価の対象とする調査研究等は、外部評価委員会委員長(以下「委員長」という。)が選定することができる。

- 2 中期計画の策定については、可能な限り、具体的な目標値の設定、実行プロセスの明確化等を図るとともに、参加者や関係者へのアンケート、ヒアリング等を行うなど評価に必要なデータ情報の収集に努めるものとする。
- 3 指定管理者として機構が管理する阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター及び兵庫県こころのケアセンター(以下「両センター」という。)が行う調査研究等の実績に関する評価は、それぞれ別に定める業績評価制度によるものとする。

ただし、機構全体の総合評価については、両センターの当該評価結果を踏まえて実施するものとする。

(評価の実施等)

第4条 評価は、個別事業評価と総合評価を併せて実施する。

- 2 個別事業評価は、中期計画に掲げる全ての調査研究等の推進状況について、可能な限り客観的に把握し、評価を実施する。
- 3 総合評価は、前項の個別事業評価をもとに、社会的有用性、有効性、効率性等の観点から組織単位及び機構全体を評価し、業務のあり方、組織のあり方、改善すべき点等について明らかにする。

(評価の実施時期)

第5条 評価は、前の年度に行った調査研究等の実績に対して遅滞なく実施する。

ただし、調査研究を除く事業については、委員長と協議の上、複数年度の実績をまとめて外部評価を実施することができる。

- 2 複数年度にわたる調査研究については、当該調査研究の完了後、評価を実施するものとする。

(評価結果の取り扱い)

第6条 評価の結果については、以後に機構が行う調査研究等の計画、予算等に適切に反映するものとする。

- 2 機構は、中期目標及び中期計画について、必要に応じ、一層適切となるよう見直しを行うものとする。

(評価結果の公表)

第7条 評価の結果については、ホームページ等によりその概要を公表する。

(庶務)

第8条 評価に関する庶務は、機構管理部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構（以下「機構」という。）業績評価実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第4項に基づき、機構に外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、機構の調査研究その他の事業の評価を行い、その結果を理事長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、機構と利害関係のない外部有識者等の中から、理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、高度に専門的な観点から評価を行う必要があると認める場合は、委員会に部会を設けることができる。

2 部会の運営については、別に定める。

(専門委員)

第8条 委員会は、調査研究の評価を行うため、調査研究テーマ別に、専門委員を選任し、査読を委嘱することができる。

2 専門委員の選任は、調査研究に関する行政関係者及び学識者の意見を聴いて行う。

3 専門委員は、1テーマにつき1人とする。

(謝金)

第9条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、理事長が別に定めるところにより謝金を支払う。

(旅費)

第10条 委員が委員会の職務を行うために、会議等への出席のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に準ずる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、機構管理部総務課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。